

第4回 江南市市民自治によるまちづくり
基本条例推進委員会会議録（概要）

日 時 平成24年8月1日（水） 午後1時30分～午後3時25分

場 所 江南市役所 第2委員会室

出席委員（12名）

会長 中 田 實	委員 沢 田 和 延
委員 古 田 富士夫	委員 野 下 達 哉
委員 森 ケイ子	委員 庄 田 圭 介
委員 河 井 照 夫	委員 早 瀬 裕 子
委員 社 本 亘	委員 黒 岩 義 光
委員 波多野 敬 子	委員 尾 関 安 巳

事務局

地域協働課長	大 竹 誠
地域協働課 協働推進グループリーダー	坪 内 俊 宣
地域協働課 協働推進グループ	木 村 美 彩

次 第

議題

1. 市民参加条例について
2. その他

配付資料

1. 資料1 江南市の市民参加条例の考え方（案）に対する
パブリックコメント
2. 資料2 パブリックコメントの流れ及び実施状況

- 会長 大変暑い中ご苦労さまです。この仕事も大体峠を越したというか、ある程度成案が見えてきたところですので、詰めと言いますか、いろんなご意見を頂ければと思います。委員の交代があったようですのでご紹介をお願いします。
- 事務局 お手元に委員名簿お配りしています。NPO法人キッズサポート江南から、社本代表に委員として参加していただけることになりましたので、皆さんにご報告いたします。
- 会長 それでは社本委員、一言ごあいさつを頂けますか。
- 社本委員 皆さんこんにちは。第3回までは委員として参加していましたが、まさか、またこの席に戻ってくるとは思っていませんでした。皆さんのご協力を得ながら、一つでも意見が言えればと思いますので、よろしく願いいたします。
- 会長 やっぱり市民活動をしてらっしゃるわけですね。それではお手元に資料が送付されてきたと思いますので、これに基づいて市の方からご説明をいただきます。

1. 市民参加条例について

- 地域協働課長 資料1の説明から始めます。1ページでございますが、I、経緯ということで、文章が4つの段落に分かれています。一番上の段落では、市民自治によるまちづくり基本条例の意義や趣旨の説明をしております。次に二段目の段落でございますが、基本条例第8条における市民参加の権利と、第19条における権利に関する保障の規定について説明しております。3段目の段落では、公募市民など、多様な方面からの審議会への参加、まさに市民参加の手法により、江南市の市民参加のあり方を検討しました経緯を説明し、最後の段落におきましては、市民の方にパブリックコメントをお願いすることを説明し、過去から現在までのプロセスについて分かりやすくお伝えできるよう説明をしました。

2ページをお願いします。市民参加条例の必要性ということで、現在の市

民参加の方法としまして、市長への手紙、パブリックコメント、審議会等の設置などがありますが、更に市民参加の仕組みが継続的、安定的なシステムとして機能するよう条例化を考えていくことを必要性として訴えました。

このような考え方、経緯等を説明したのち、3ページからパブリックコメントの内容になります。

前回までの委員会では条例の完成形に近い形でお示しましたが、いろいろご意見をいただきまして、今回は、条例そのもの手前、その基本となる考え方を示し、それに対する意見をいただけるように意識して作成しなおしました。中身の条文については、文章的には、「ですます調」であり、語尾の言い回しなども変えたところもあります。

Ⅲ、江南市の市民参加条例の考え方（案）の構成ということで、こちらの方にイメージ化したものが書いてあります。

第1章、総則ですが、従前は、目的と定義でしたが、分かりやすさを意識して、「定義」の代わりに「用語の約束」という言葉に変えています。

第2章では市民参加の具体的な規定、市民参加の範囲、手続き、公表方法などを挙げていきます。

下のボックスの方ですが、誰が参加できる、いつ参加できる、どんなことに参加できる、どんな方法で参加できるなどのカテゴリーに分け、条例の中身を大まかに説明しています。

4ページをお願いします。第1章、総則、目的として、「江南市市民自治によるまちづくり基本条例第19条第2項の規定に基づき市民参加の基本的な事項を定め、その推進を図ることにより、市民自治によるまちづくりの推進に寄与することを目的とします」ということで、まちづくり基本条例の第19条市民参加の機会の保障と、そのベースとなる第8条、市民参加の権利を説明しています。ボックスの中でその説明が書いてありまして、第8条では市民の権利について、第19条では市民の意思の表明の機会の保障について述べております。下の行では、「執行機関等」の説明をしており、まちづくり基本条例の第3条第4号の定義と同じでございます。5ページの2の(3)の方にも条文が書かれておりますのでご参照下さい。

一番下のボックスでございますが、P D C Aのイメージ図と、その折々の状況において市民の声を反映できるシステムであることを説明しようとしており、おひさまのような形になっておりますけれども、パブリックコメント、審議会、ワークショップ、市民懇談会などの方法により、それぞれの過程に参加できるということをイメージ化したものです。

5 ページをお願いいたします。「用語の約束」です。こちらの方については、(1) で市民、(2) で市民参加、(3) で執行機関等という3つの用語についてのこの条例での使い方、定義です。

(1) 「市民」においては、まちづくり基本条例の第3条1号に規定している市民と、同第2号で規定している事業者を合わせたものを、この条例では「市民」としています。その下のボックスの説明ですが、市民参加では事業者もまちづくりの担い手でありますので、市民としての参加を求めたいことから、両方を合わせて「市民」と定義したということであります。

(2) 「市民参加」ということで、「市民が、執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程に参加し、自ら意思を表明し、市の意思決定に主体的に関わることをいいます」で、従前と変わっていません。

(3) の「執行機関等」は先ほども説明したものでございます。

前回、(4) で「行政活動」という言葉を挙げていましたが、今回削除をしています。また、(5) から(9) までで、市民参加の各手続を定義していましたが、その後にも同様な記述が出てくるので、分かりにくいのではないかとのご意見をいただきましたので、この定義からは削っています。

6 ページ、第2章、市民参加、第1節、市民参加の手続でございます。市民参加の対象ということで、3-1で対象範囲を、基本的な計画、基本的な条例、市民が利用する公の施設、制度、行政評価の5つに整理しました。例示として説明したボックスの中に説明してあります。

(1) は、市の基本構想、その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更。例えば、戦略計画、次世代育成支援行動計画、生涯学習基本計画などが対象になってきます。

(2) は、基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃。例えば、市民自治によるまちづくり基本条例、環境基本条例、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例などが対象になってきます。

(3) は広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定又は変更。ここでいう「施設」は公の施設で図書館、体育館、保育園、公民館、学校、公園などが挙がるのではないかと考えております。また、補修などを行い施設の状態を一定に保つ維持管理及び老朽化した設備を新しいものに交換する設備更新の計画については、該当しないものとします。

(4) は、市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、又は改廃。例えば、小・中学校の通学区域の大幅な変更でありますとか、ゴミ収集方法の大幅な変更、こういったものを考えているところでございます。なお、「制度」とは条例、規則等に基づいて行う、又は既に行われている一定の仕組みと考えております。

(5) の行政評価については、現在、戦略計画の進行管理を行うために実施している行政評価が該当すると考えております。

7 ページ、3-2 は市民参加の対象としないことができるもの。軽易なものであったり、緊急に行わなければならないものであったり、法令の規定により実施の基準が定められているもの等々、一応6項目、前回までと同じ内容のものを挙げてあります。ボックスの中については同じ内容を説明させていただいております。

8 ページ、3-3。市民の関心が高いもの、あるいは、市民生活の影響を考慮し、可能な限り執行機関等は市民参加を求めるよう努力していくということでございまして、こちらの方についても前回と同じ内容となっております。

9 ページ、市民参加の具体的な方法につきまして列挙いたしました。3-1 の規定に基づいて市民参加を求めるときは、次に掲げる方法を1つ以上—最低は1つということでございますが—実施していくという条文でございます。

(1) として審議会等への付議を挙げました。それぞれ項目ごとに内容の説明を加えました。前回までは、定義の方で審議会等やパブリックコメントを説明していましたが、重複していることから、こちらの項目の方で審議会等とは何かという説明をしました。審議会等とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて法律などの定めるところにより、執行機関等が設置する機関及び市民の意見を市政に反映させることを主な目的として、要綱等により執行機関等が設置する機関をいいます。その例として、国民健康保険運営協議会を挙げていますが、これは国民健康保険法という法律で義務設置するという規定があり、その規定により組織されている審議会でございます。また、都市計画審議会というのは都市計画法の規定により、市の都市計画審議会条例により設置した審議会でございます。それから要綱等で設定する機関で、構成員に市民が含まれるものとしましては、例として地域公共交通会議、まちづくり会議を挙げています。これらは、条例ではなく、要綱で設置しておりますので、条例設置の審議会等と比べますと、任意性、独立性が強い組織であると考えます。ただし、以下のようなものを除くということで、表彰等の審査を目的として設置されているものとか、イベントの推進を目的として設置されている実行委員会等の組織は除いているところでございます。

説明2では、地方自治法第138条の4の条文を掲げていますので、ご参照下さい。

10ページ、(2) パブリックコメントの実施。市の政策を策定するに当たり、執行機関等が政策の趣旨、内容等の必要事項を広く市民に公表し、それに対し提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うための材料とする。これら一連の手続きを言うものです。

(3) 市民懇談会の開催。市民懇談会とは、市の政策を策定するに当たり、執行機関等が市民に対し、その政策の趣旨、内容等の説明を行い、市民と執行機関等が意見交換を行う集まりをいいます。具体的には戦略計画の住民説明会であったり、まちづくり基本条例の策定をするときにも開催しましたが、これらが市民懇談会に該当してくるものでございます。

(4) ワークショップの実施。ワークショップについては、前回、委員会からご意見をいただきまして、新しく項目として加えたものです。ワークショップとは、市の政策を策定するに当たって、市民同士又は市民と執行機関等が議論することによって、市民の意見の方向性を把握する手法をいいます。この手法については、やられているにはやられているのですが、ちょっとまだ馴染みが薄いと思います。こういった手法もやはりこれから考えていかなければいけないということで、項目に加えているものであります。

(5) アンケート調査の実施。執行機関等が調査項目を設定して一定期間に市民から回答を求めることをいいます。例として、ボックスの中の説明欄にも書いてございますが、現在「健康日本21こうなん計画」を策定していますが、この間、16歳以上、中学3年生、小学3年生の3つに分けてアンケートを実施しております。

11ページ、(6) 市民政策提案の実施。市民政策提案とは、市民が市の政策を執行機関等に提案し、その提案を執行機関等が検討し、意思決定を行うとともに、その提案の内容、執行機関等の考え方を公表する一連の手続きをいいます。提案は、執行機関側が市民に対し政策提案を求める場合と、市民が、その自発的な考え方によって提案する場合の2つの種類があります。

(7) その他執行機関等が適当と認める方法。説明欄では、「市長への手紙」についての考え方を若干説明しています。「市長への手紙」については、市民参加の1つではありますがけれども、提出者の資格や提出書式の制約もなく、内容も多岐に渡っており、他の市民参加手法と同様に条例で一律に規定することによって、返って多様な意見・要望が市へ届きにくくなると考え、市民参加条例の「市民参加手続」には入れておりません。「市長への手紙」は、市民参加条例での位置付けはありませんが、今後も市民参加の大切な窓口の1つとして今後も実施していくことを説明しています。

12ページ、市民参加手続の実施時期及び公表。5-1から7-2まで、前回と同じ内容です。語尾、言い回し等が変わっているところがありますが、内容的には変わっていません。

5-1では、執行機関等が適切な時期に行うということ。5-2では、で

きるだけ早い時期に実施時期について公表するということを規定しています。6-1、6-2は、頂いた意見等の取り扱いについて。6-1では、総合的、多面的に検討することを、6-2では、意見等の検討を終えたときには、速やかに意見等の内容、意見等に対しての検討経過などを公表することを規定しています。7-1、7-2は、公表の方法。7-1では広報紙への掲載でありますとか、窓口でありますとか、ホームページなどに掲載して公表していくことを、7-2では、他にも公表する方法があれば別の方法によることができるということを規定しています。

14ページ、第2節、審議会等。審議会等の各項目についての規定になっています。前回と内容的には同じでございます。委員の選任について、8-1では、少なくとも1人以上を公募で選考することを、8-2では、公募委員を置かないときはその理由を公表することを、8-3では、男女比、あるいは委員の在期数、他の審議会の兼職状況等に配慮して、市民の多様な意見の反映に努めることを、8-4では、公募により選任する場合は必要な事項、審議会の名称及び内容、委員の任期、応募資格及び応募方法、募集する人数及び選考方法、などを公表することを、8-5では、選任したときは、委員の氏名及び選任の区分も公表することを、それぞれ規定しています。

15ページ、9-1から9-4も前回と同じ内容です。9-1では、審議会等の会議の公開は原則とすることを、9-2では、審議会等を開催するに当たっては、会議の名称、開催日時・場所などを公表することを、9-3では、会議が開催された時は、会議録を作成し、公表するとことを、9-4については、傍聴者への配慮について、それぞれ規定しています。

16ページ、第3節、パブリックコメント。前回までは、項目名を「パブリックコメント」にしていますが、「パブリックコメント手続」に修正しました。10-3は、新しく加えた項目です。順番に説明します。10-1では、パブリックコメントの手続きを行うときの事前の公表項目を、10-2では、パブリックコメントの意見を求める期間を30日以上とすることをそれぞれ規定しています。追加した10-3では、意見を提出できる者を市民その他別に執行機関等が定める者とすることを規定しています。利害関係者

についても参加を求める場合もあることから、「その他別に執行機関等が定める者」を入れてあります。10-4では、意見を提出する者に対し住所、氏名等を明らかにすることを、10-5では、意見の提出はその記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法により行うことをそれぞれ規定しており、前回と同じ内容です。

17ページの説明欄には、パブリックコメントの手続きの流れを記載しました。またご参照いただきたいと思います。

18ページ、第4節、市民懇談会の開催。11-1から11-3までは前回と同じ内容です。11-1では、市民懇談会の開催場所の事前の公表を、11-2では、資料の充実をはかるなど参加者の理解を深められるよう努めることを、11-3では、開催記録の作成、公表をそれぞれ規定しています。

第5節、ワークショップは新しい項目として加えたものです。条例中で、この「ワークショップ」という言葉を使っている例としては、日進市の市民参加条例などがあります。12-1では、実施に当たっての公表項目を、12-2では、公開の原則を、12-3では、参加者に運営に協力することを求めることを、12-4では、開催記録の作成、公表等を、それぞれ規定しています。

19ページ、アンケート調査。こちらの方も前回と同じ内容です。アンケート調査は、必要な場合に実施するということ。それから実施時期の事前の公表、それから結果の公表ということの規定を定めるものです。

20ページ、第7節、市民政策提案の手続。14-1から14-4まで挙げております。14-1では、満18歳以上の市民は、その10人以上の連署をもって、その代表者から執行機関等に対し、具体的な政策を提案することができるということで、自発的な市民からの提案についてを規定しています。14-2では、執行機関側が市民から政策案を求めたい場合、目的等の必要な事項を公表し、市民に対し政策の提案を求めることができる規定です。14-3では、提案された政策についての検討等について規定しています。14-4は、前回の委員会の意見もあって、今回追加した項目です。政策の提案を受けた日から、3カ月以内に回答等を行うことを執行機関等に義務付

けました。説明欄には、市民政策提案の手続きの流れを記載しましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、説明をおわります。

○会長 きょうの議論の内容は2つあって、今後実施するパブリックコメントの実際の実施の仕方の確認と、その内容の確認であります。まずは中身について確認をした上で、手続きの問題にいきたいと思います。全体としてはシンプルな構成とっていいかと思えますけれども、従来、市民参加とって歴史は長くないという前置きがありますけれども、いろんなことをやってきたけれど、統一性だとか、いろんなものの中の整理の仕方、それを受けた場合の厳密な執行、その辺がバラバラであったと、それを1つの基準の元に統一して明らかにする。基本的には新しい面は2つありましたように、「ワークショップ」と「市民政策提案」がありますが、基本的にそれを含めて全体の市民参加の形を、枠組みを、あるいは仕組みを提示するということであります。まず、全体についてご意見いただきましょうか。

○森委員 19ページ、アンケート調査の項目番号は、12ではなく、13ではないか。

○地域協働課長 申し訳ございません。アンケート調査の項目番号は13-1から13-3になります。訂正をお願いします。

○会長 これは形の上のミスですね。ありがとうございます。

○河井委員 資料1は、説明欄、ボックス欄があるんですけど、完成品になった場合も、この説明のボックスは残るんでしょうか。

○地域協働課長 完成品というのは条例案ですよ。条例の中には記載しません。条例の解説文ということでは、利用していきたい。

○河井委員 別に解説書というものができるといいますか。

○会長 それは別途検討ですか。かなり、自動的に取り組まれていくという理解でいいんでしょうか。

○地域協働課長 市民自治によるまちづくり基本条例の折もパンフレットを作りました。条文の下にその解説を入れたものを作りましたが、あのようなイメージで、市民参加条例の場合も市民に対して分かりやすいものを提示して

いこうと思います。

○会長 そういう意味で基本的にこの内容は活かされていくということですね。

○地域協働課長 はい。

○野下委員 今のを受けまして、4ページの図のところ、審議会等からワークショップ、市民懇談会、市民政策提案、アンケート、パブリックコメントと矢印が出ているわけですが、例えば、計画から実施のところに審議会、ワークショップの矢印が、次の実施から成果測定のところ、市民懇談会の矢印が1つだけ入っていて、これは実質的に全部6つの市民参加があるよということで、市民の声の反映の中に入ってくるものですよね。それぞれの場所でこれをやるということではないですよ。

○地域協働課長 計画から実施の間に審議会やるよということではなくて、その場合にパブリックコメントをやることもありますし、あくまで、例として挙げています。

○野下委員 このイラストを残すとすれば、もうちょっと分かりやすくするために、中央の「市民の声の反映」のところに固めてしまった方が誤解を生まないかと思います。

○会長 いかがでしょうか。

○地域協働課長 そうですね。誤解を生むかもしれませんので、工夫をさせていただきます。

○会長 矢印の外に出て実施していくのは、どの形の実施の形態もそうになっているとすれば、真ん中の円から出ていく方が分かりやすいですね。他にいかがでしょうか。どうぞ。

○黒岩委員 一番最後の20ページ、14-1ですね。これは前回もありましたけれど、18歳以上の市民で10人以上の連署をもってとなっていますが、これは今後また変更するとか、何か考えているのでしょうか。これが決まりというわけではないですよ。

○地域協働課長 これは、パブリックコメントとして、こういう考え方をもってやっていきますよということを市民の方にお伝えするんですけど、市民の方からは、この「10人」というのが、適切かどうかについての意見も頂

けると思います。もっと多い方がいいんじゃないかとか、もっと少ない方がいいんじゃないかとかの意見を頂ければ、それらの意見を参考にした上で、最終的な条例案作成の段階では、人数等の変更もあり得るということです。

○黒岩委員 前回ですね、野下委員の方から「年齢」という一つの問題が取り上げられたと思います。全ての市民の皆さんから幅広く意見を聞くため、年齢の要件を取り払おうということがありました。市民が政策を提案できるチャンスではないかとの話が出ていたんですね。前回、そのような意見があったにも関わらず、今回こういった内容のものが出てきた。いつの時点である程度の取りまとめというか、決定をしていくのか。決定はこの先になるということで、よろしいんですね。

○地域協働課長 今回の年齢に関する話ですけれど、この委員会にお示しする前に、職員による研究組織でも検討しました。その中では、政策の提案であり、ある程度の責任といたしますか、日本には成人といわれる年齢の規定もあるわけなんですけれども、提案できる年齢について、ある程度の規定をした方がいいのではないかという意見がありまして、今回、満18歳以上という内容で示したわけであります。ただ、黒岩委員さんがおっしゃいましたが、この委員会で年齢の規定を設けない方がいいんじゃないかというような話しになれば、パブリックコメントの中身も変わっていく可能性はあります。

○会長 まず、ここでパブリックコメントに出す原案を決めるということがありますので、ご意見があればここで。もともとこれはパブリックコメントですので、市民の意見がたくさん出れば、当然そこで見直された上で、最終の条例案になるということですので、これは確定ではありませんが、この委員会ではこれが妥当ではないかということになれば、それをパブリックコメントに出すという、その段階のものですね。

○野下委員 今回の黒岩委員さんの話のもととなったのは、前回私が申し上げた江南市市民自治によるまちづくり基本条例の第4章、協働によるまちづくり推進、第11条の中に、「子どものまちづくりへの参加」というところがあったもんですから、18歳とかそういった年齢のところについて、考えてもらったらどうかという意見を申し上げたんですね。今回、示された案に、市民

政策提案の手続きフローもありますが、市民の方が政策を提案したい場合、「政策の実施に要する費用の額の内訳」という項目が入っていますね。幾ら必要であって、何に使うかということだと思っんですけど、かなり厳しい条件付けだと思っんですけどね。こういうところまで求めるのであれば、子供の参加はなかなか難しいかなと思っんですけどね。ですので、ここでちょっと絡んで、どうするのかということが必要でないかなと思っんです。まちづくり基本条例に沿うならば年齢的などは考慮した方がいいかなと思っますし、そうであるならば、なかなかこの費用の額と内訳というところまで求めるのは少し難しいかなと思っます。

○会長 これはいかがでしょう。他の委員の方は。どの程度の費用の内訳を出すかということですけどね。あるいはそれが条件になってこんなずさんな漠然としたものではだめということ、執行機関がおっしゃるものかどうか。

○地域協働課長 この政策提案といいますのは、予想される効果等を記載して、具体的な政策を提案するというものを期待しているものです。どの程度具体的かによりますけれど、やはりお金等もどれくらいかかるか分からないというものでは。市民の方々が描くまちづくりであり、それは具体性に富んだものを頂きたい。当然そのような提案ですと、市側も検討のしがたいというものもありますし、やはりその方がいいんじゃないかなと。「市長への手紙」は、要望、夢などは出てくるんですけど、具体性に富んだものは少ない。ここではもっと具体的な提案をお願いできないかなあと思っています。

○会長 あまり厳密なものを求めるつもりはないけれど、一定の具体性が必要であるというようなことですね。これも試行錯誤のテーマなのかもしれませんが。

○森委員 年齢だとか、人数の問題で、特に子供たちが、自分たちのまちの将来について一生懸命考えることはすごく大事なことだと思っし、なかなか江南ではできてないんですけど、子供議会だとか、そういった中でまちづくりについて一生懸命考えてもらおうとか、そういう機会を作ることはすごく大事なことだと思っます。今、野下委員が言われたように、生徒さんたちに予算的なことまで求めると、これは大変なことになるけれど、自分たちのまち

の中で、こういうものがあって欲しいとか、こうなったらいいと思うことを積極的にきちんと提案していくというような機会をここで作るかどうかということがあるんですけど、私はせっかく作る以上はこの中でそういう機会も用意した方がいいんじゃないか。ですので、年齢を18歳以上なんてしてしまうよりは、もう少し緩やかな形で出した方がいいのではないかと思いますけれど。逆に18歳と書くと、パブリックコメントで市民の方から、これは高すぎるんじゃないかと意見が出ればいいのかと思いますけれども、出す以上はその辺のところの議論を、もうちょっとちゃんとやって出した方がいいかなと思います。私は、18歳と決めてしまわないで、もう少し門戸を開いた方がいいのではないかと思います。

○会長 これはみなさんの意見を伺いましょう。はいどうぞ。

○早瀬委員 この前も私が申し上げたんですけども、小学生の提案が公園という形で実現したというお話をさせていただきましたが、出した提案が、一年やそこらで現実になるということもあるかもしれないけれど、もっと長い期間かかって、やっと夢が実現するということもあると思うんですね。そこを考えると、小学生、中学生が提案できる場所をどこかに作っておけるといいなと思います。それが何かと考えると、「ワークショップ」が入っているので、ワークショップの説明の中の「メンバーはあまり固定せず」という辺りのところで、子供の提案が入ってくると、夢がもっと膨らむのではないかと思います。

○会長 社本さん、名指しで恐縮ですけど、子供の立場からいったらどうでしょうね。

○社本委員 どこかで線を引く、それが18歳か、小学生なのか、中学生なのかですけど、政策提案だけでなく、市民懇談会、アンケート調査、ワークショップなど、すべてに年齢が関係してくると思うんですけど、市民の定義には、年齢はございませんけれど、ここだけに18歳と書いてある場合、市民懇談会や審議会の場合は、何歳でいいのかというところがここでは不透明。それを含めて統一するのもしないのかは別にして、そののところをもう少し議論を深めるべきかと思います。

○会長 他の参加形態が恐らくフリーで、自由に意見を言えればいいというスタイルであるというものに対して、市民提案の場合は具体的な提案を求めているという意味で、意見を言うということでは他と一緒にですが、政策提言というのは、ちょっと重い、しっかりしたものを求めていると。その差はありうると思います。そういった内容でしたら一定の年齢以上ということが出てくると。ただ意見を言うというだけではないということが、政策提案の意味だと思っうんですけれどね。

○古田委員 やはり地域の将来を背負った子供たちの夢とか希望とかを吸い上げる場というものは、絶えず考えないといけないと思いますが、こと市民政策提案となると、これはもっと具体化した事業に関わる問題であって、やはり、単なる子供たちの夢とか希望とかではすまされないで、これらはやはり私は「責任ある市民」といいますか、この表現がふさわしい表現かどうか分かりませんが、やはり18歳以上という年齢は、ある程度謳うべきではないかと思っいます。先ほど早瀬委員がおっしゃったように、ワークショップなども網羅されていますので、そういう中で子供たちの夢とか希望を吸い上げることは可能でないかと思っいますので、私はこの案でいいと思っいます。

○沢田委員 ほぼ同意見ではありますけれど、会長さんが最後におっしゃられたことを私も思っっていました。これの親条例となる市民自治によるまちづくり基本条例の中で、野下委員もおっしゃいましたけれども、男女、国籍、年齢に関わらず市民参加ができるということが書いてあります。そここのところからいうと、広く参加を求めていくことは当然ではあるんですけれど、早瀬委員がおっしゃられたように、受け入れるシステムをもう少し広げる形でもいいんじゃないかと。そこでワークショップ等々があるのかもしれませんが。ただこの提案制度につきましては、18歳とあるんですが、私は20歳でもいいと思っっているぐらいで、いわゆる税との関係、納税者ということと、責任ということも考えて。まちづくり基本条例の住民投票のところでも議論が確かにあったと思っうんですけれど、そういった責任を、ある程度持つて頂かなければいけないということ。その一方で、若年層からも意見がもらえるシステムというものを考えていくべきではないかなと思っいます。政策提案につ

いては一定の年齢制限を作るべきと私は考えています。

○会長 それぞれの機能を分ければ、違いが出てくるというご意見ですね。今、有権者、納税者という意味では、20か18。政策提案というのでは種類が違ふというものだということであれば、20か18かということでしょうか。波多野委員はいかがでしょう。年齢ということについて。

○波多野委員 先ほどのいろいろな方の意見を聞いていたのですが、私は18歳以上とか20歳以上とかに決めてしまうのは、結局自分たちの意見は通らないというふうに子供たちに思わせてしまう結果となるのではないかと思います。子供は意見をワークショップや他のところで言えばいい。結局、政策は大人でしか決められないという、何だやっぱり自分たちの意見は通らないんだと、自分たちの年齢では、どんなことを言っても無理なんだと思わせてしまうのではないかなと思います。夢や希望を語るだけでなく、何かのきっかけですとか、大人も何かヒントが得られるのではないかなと思います。先ほど森委員さんが言われた子供議会ですが、犬山市は小・中学生、高校生、大学生で子供議会をしています。それに参加される議員さんたちの意見を聞くと、中学生の議会が一番楽しいそうです。というのは、議員さんたちやそこに参加される大人たちが、ハッと驚くような意見が飛び出すのが中学生で、高校生、大学生になると、どうやって言うことがいいことなのか、まず頭で考えてしまって、伸び伸びとした意見が出ない、ヒントになる意見が出ないと聞いています。私も子供議会を見に行ったことがあります。とても面白くて、子供たちって今こういうことを考えているんだとか、なかなかいいことを考えているんだと思わされることもすごくあるので、子供たちには政策提案はできないという考え方は、まちづくりの話し合いの意味がなくなるのではないかなというふうに思いながら聞かせていただいております。

○会長 庄田委員は。

○庄田委員 私の認識が間違っていたらいけないんですが、ある政策や条例を制定する過程において、行政側の方から、市民の声を集めるため、例えばワークショップを開催しますよ、政策提案を募集しますと市民に投げかけるという認識でいました。そうであるならば、制定される条例の趣旨目的に沿う

形、またはそれがどのような方が対象になっているかを重々考慮しながら、逆に言うと、行政の方がその子供の面であったり、大人でなきゃだめだ、責任ある社会人でなきゃだめだというのを判断して、市民の声の集め方を選択するのかなあと。あくまで行政からの発信かなという認識でいたので、その枠が6つに明確になるものだと理解しています。それぞれの声の集め方で、年齢制限であったり、子供の声の集め方でしたら、ワークショップであったり、参加しやすい方法であったりと、求める声の違いにより、線引きされ明確になっているので、今回の提案でよろしいのではないかなと感じておりました。

- 会長 子供の意見がそのまま政策になることは、まずないのではないかなあと。子供議会は、その子供らの意見をまとめる大人がいて、進めていると思うんですね。ですからそういった子供の生の声を聞く機会はいろいろある。

政策をどの程度かたいものとして考えるかの違いなんですけど、ここでいう政策とは、ある程度予算まで、また効果まで考えてのことを、政策と呼んでいますということになったとき、年齢はどうあるべきか。

- 地域協働課長 提案された政策の検討過程においては、市の方としては、内容を提案者から何うヒアリングというのも想定しています。書類に書かれた内容の確認や、どのような過程を経て、政策案が合意、形成されてきたのか、考え方や経緯を直接聞く場というものも、検討の過程において出てくるだろうと考えています。そうしますと、その考え方等を市職員にしっかり伝える、説明できる方も必要になってくるかと思しますので、そうしますとある程度の年齢的なものも一つの要素になってくるのではないかと考えています。

- 会長 これは、最終条例案というより、パブリックコメントの案ですので、どんな意見が出てくるかということを見ればいいんですが、そういう意味ではちょっと刺激的な案ですね。20歳以上という従来の線を、ちょっと緩めているということで、それを更に...

波多野委員のご意見ですと、年齢の指示はなくすということですか。それとも15歳や16歳に下げるということでしょうか。

- 波多野 そこまではっきりとした私の意見はないのですが、18歳以上だから政策のきっかけになるような意見が出る、大人だから立派な意見を持っている、子供だから政策に対して何も考えていない、真剣に考えていないとかいうように感じてしまう記載は、わざわざ要らないと思います。
- 会長 どうでしょうかね。だいたい多数決ということでもないけど、概ねこの線でいいということであれば、これでパブリックコメントには出すということがありうると思うんですが。年齢というのは、いろいろ社会的な背景というのがあって、なぜ成人なんて線を引くのかとか、なぜ投票は20歳で認めているのかとか、あるいは18歳に下げるといった議論が国レベルであるのは、それなりの背景があつてのことだと思いますので。
- 河井委員 今ここで年齢の話が出ていますので、その前のアンケート調査では市民というだけですよね。この条例が施行された段階においては、アンケート調査では、年齢制限は撤廃するという形で考えるんですかね。市民政策提案の14-1で年齢制限が出ているんですが、ほかでは年齢制限が記載されていないですね。その辺はどう考えればいいですかね。
- 地域協働課長 10ページの下ボックスの中なんですが、具体的に「健康日本21こうなん計画」という策定にあたりまして、アンケートを行っております。これは小学6年生、中学3年生、16歳以上ということで、小学6年生については、各小学6年生、中学生については、各中学校の中3をそれぞれ対象に実施しました。16歳以上については、無作為で抽出した対象に何らかの形でアンケート用紙を郵送したと思います。アンケートの必要に応じて、相手を絞り込んで実施しています。アンケートについては、そのような形で、全市民からの無作為抽出ではなく、必要に応じ、年齢などを絞り込んだ上での実施になってくるかと思えます。
- 河井委員 今の説明は過去のアンケートの実施状況を説明されたということですね。この条例が施行された後も、アンケートを実施する部署において判断し、年齢はその部署において設定するという考えですね。
- 地域協働課長 はい。13-2には、その実施時期、目的、対象者等を公表するものとしますが、対象者についてもそのアンケートの実施課

で設定していくことになります。

- 会長 アンケートは実施主体がありますので、そこが枠を決めるわけですが、そのときの趣旨からいっても、過去の例で、この調査では、特にこの層からの意見を聞きたいということがあればですが、原理として、なるべく広い層の意見を聞きたいという趣旨があるなら、それがアンケートの年齢が書いてないという含みなんではないでしょうか。
- 地域協働課長 そうです。14-2は、執行機関等が政策提案を求める場合の規定になっており、どういう方に求めるかある程度絞って求めていくということが当然考えられます。こういう方々から頂きたいということもありうるかと思います。一方、14-1は、市民の方が自発的に提案を出したい場合の規定。日ごろから、こんなことを考えて、こんなことが実現したらいいなと、また、これくらいのお金があればできるというような形が、頭の中で案としていて想定していただいて、体系づけたものができれば、それが政策として提案できるということです。そういった場合、市とのヒアリングの対応、または責任ということもありますので、一定の人数、年齢の規定というものも必要ではないかと判断しました。
- 会長 最近では、NHKとか国レベルのアンケートでも、年齢の上の方を外すことはなくなってきました。以前は20歳から大体65歳までと対象者を決めていた時期があって、65歳以上はどうして暮していると思っているかと皮肉が言われたりしましたけれど。今はそういう意味では広がってきている。それは実施する側の、どこの意見を聞きたいかということで、絞るというのは必要な判断ということになります。そういうことができているという意味、また、全体に、広い層からの意見を求めるのが市民参加の趣旨であるなら、そういう方向を目指しているというなら、象徴的に18歳以上ということを示した、一定の方向を示したということで、取りあえずこういうことだという意見が多いようですが。それから10人ということについて、他の市の条例ですと、20人だったり、いろいろありますけれど、人数を多くすれば難しくなるだけという、あるいは、圧力団体として受け取る側もなかなかきついということもあるかもしれません。この10人というのもこれ

でいいですかね。市民運動、それから伝統的な形でいえば、各政党の運動等で10人というのが、厳しいのか妥当なのか。これ、1人の提案ではいけないというのは、1人と10人のこの差は何ですかね。今頃、こんな根本的なことを言って申し訳ないですけど。「市長への手紙」は個人でいいわけですよ。政策となると単なる任意の個人では困るということですかね。

○地域協働課長 10人なら10人の方で十分に話し合われて、練られたものだということで、1人だけの突出したものの見方ではないという、現実的なものであるということ。では何人の人で話合うといいかについては議論がありますけれど、2人でもいいか、3人でもいいかということになりますけれど、これはある程度人数があった方が、十分練られているんじゃないかと考えます。また、他市では5人とか10人となっていますので、それも参考にして10人としました。

○会長 イメージとしては、かなりちゃんとした基盤のある、根拠のあるものを市民提案として期待しているという意思表示をしているということですね。ということであれば、どこかで線を引くということ言えば、こういうことなんでしょうか。これがよほど妨げになるということがあればまた見直すということもあるでしょうが、差し当たり思いついた人が、勝手に言うということではありません。もう少し重いものですよという趣旨と理解すればよろしいでしょうかね。この枠を置くということは。

○森委員 「市長への手紙」と「市民政策提案」の意味は違うよという意味では、一定の年齢や人数というのも必要だと思うんですけど、その枠を20人だとかにしてしまうと、逆に数人の方が作ったものに、とにかく署名をしてくれという話しになりかねないので、やっぱり、本当にその中身を自分たちで練って提案してくるということが必要だと思います。ただ、私は5人ぐらいいれば十分可能であろうと思います。年齢もさっき、波多野委員が言われたように、中学生ですとかなりいろいろな研究もできるし、あるいは小学生でも、先生など一定の指導者がいればそういうものを一つの提案としてまとめていくことは可能であると思うし、そういう子供たちが、やっぱり自分の提案を発表する機会、市長さんに直接届ける機会が政策提案という形で一定

のプログラムをきちんと作って、そして提案する機会ができるとなると、自分たちのこと、学校のこと、地域のことでの積極的な提案、ある意味では、それこそ市政に子供たちが参加するという機会を作ってあげるいいチャンスだと思うので、13歳と書くのがいいのか、小学生まで含めるとあまり年齢を書かないようにするのか。できるだけ門戸を広げた方がいいと思います。

○会長 そうであれば年齢を書かないということでしょうかね。

○森委員 そうですね。それで何人以上の連署できちんとした計画、この下に書いてあるような目的とか理由とか、それによる効果だとか、そういうものがきちんと書くことができれば、それはしっかりと受け付けますよという方が私はいいと思います。

○会長 これは提案の体をなしているかどうか。受け取るべき提案と思うのか。これは不十分ですよという判別は行政、執行機関がおやりになるのですか。

○地域協働課長 はい。提出した時点で、内容を読んで、行政側が判断することになると思います。

○会長 これでは「政策」とはとても言えないということで、受け取らないということが起こりうるということですね。

○地域協働課長 受け取らないことはないと思います。ただ受け取って、検討し、提案の様をなしているかも含めてこの提案についての何らかの意見を付けてお返しするという形になると思います。

○会長 こういったことをもう少し考えて、再提出して下さいといったことも含めてね。だとしたら、あまり年齢を気にすることはないということですね。

○波多野委員 18歳以上の方が、10人以上で真剣な話し合いをしてから、政策案の提案をということでしたが、18歳以上の方が10人以上で話し合いをする場を考えると、やはり何らかの政治的な団体であったりですとか、地域的なものであったり、すごく限られてくるのではないかと思います。18歳以上の市民10人以上が話し合った政策案が、例えばどれくらいの割合で提案されるかを考えると、これだけ一生懸命時間をかけてまちづくりの案を作っても、結局はこの一言（満18歳以上）でなかなかアイデアを出せる人たちが、減ってしまうというか、果たして年間どれくらいの政策案が出

るのかを考えると…。では小さい子の意見が欲しいかというところとそういうわけではなく、もっと市民が参加しようと思える案にするなら、10人以上の連署が必要なのは、皆さんの意見から理解できましたが、やはり年齢の記載自体が必要なく、自分の意見を自信を持って市に出せる年齢というのが基準なのかなという気がしました。

○黒岩委員 同じような意見になるかと思いますが、私がなぜ年齢に拘っているかといいますと、子供の政策提言というのがあったとしても、必ず相談役として大人も入っていると思うんですよね。だからそういう意味からしますと、家庭内で、親子でそういう話し合い、討議をやったとします。また学校でやったとします。いろいろあると思うんですが、10名という人数的なものは、5でも10でもいいと思うんですが、その提言する中で子供の意見を集約して、提言するとなれば、大人の名前も子供の名前も入れて10名ということであるならば、子供にとっては、自分たちもそういうところに参加できたんだという希望といいますか、そういうものが出てくるのではないかなと思ひまして、野下委員の意見を引用させてもらい、お話しさせていただきました。

○会長 僕のイメージしていた提案の活用の仕方というのは、恐らく市内にたくさんあるNPO・ボランティア団体が、これ（市民政策提案）があるなら形にしようということが起こりうるのではないかとイメージであった。だから、まじめに相談する大人がいるかということからすれば、それはいろいろところで現に動いているので、それはその人たちが、意見を公的に言う場所を作るという意味では、大変はっきりした制度化であると思っていました。子供だけということだけでなく、いろんな層もあるということであれば、あまり子供の意見はまとまりがないから、政策というように値しないからというように言っちゃうと、実態から離れるのかもしれないですね。だとすれば、執行機関等からの回答の仕方もいろいろあるということ的前提にすれば、あまり提案については条件を付けずに、自由にやってもらって、恐らく市とのやり取りの中で形にしていくということもあるでしょうし、そこにワークショップを入れるとか、いろいろな手順はありますので、最初の提案からかな

り立派なものをとというように考えると、こういうことになるんですが、もうちょっと自由な、せっかくこれを作ったので、いろいろな意見を言えるようにということなら、むしろ年齢は外しておいた方がいいのではないかという気がしてきました。

○野下委員 今、会長さんがおっしゃったような趣旨でいいと思っているんですが、前に資料をいただいた春日部市の条例の資料に、提案の年齢制限がない理由として、子供であっても勉強した結果の成果の提案を尊重するという記述がありました。この尊重するという言葉が、母体である市民自治によるまちづくり基本条例の反映かなと。江南市にとってみたらそんな気がするんですね。ただその結果としては、予算など提案する際に必要な内容がない場合には、採用できませんよ。その代わりに、市長への提言とか、要望という形で意見を提出してもらうことも可能ですよという項目があるんですね。ですので、こういう表現が付け加えられれば、どうかなと思っています。

○沢田委員 繰り返しになるのかもしれませんが、年齢、性別、国籍関係なく多くの人から意見をいただくというのは全然問題ないわけですし、この親条例である、市民自治によるまちづくり基本条例の中にもそのように書いてあるわけですが、この先ほど、社本委員がおっしゃったようにアンケートについては、年齢制限については謳っていない。このパブリックコメントの案の中には、市民政策提案については、具体的に18歳以上であるとか、10名以上であるとかになってくると、それ以外の人たちは、提案しても実現できないんじゃないかというような印象にとられる。これは波多野委員のおっしゃったような印象だと思うんですけど、現実には「市長への手紙」で提案も出せますし、議会の方にも、要望書とか請願書とかいろんな形であったりするわけですが、意見を出していただいておりますし、これは直接市当局の方へ行くものではないにしても、そうした場というものはあるわけで、市民政策提案について、いろんな条件が外れてしまうと、「市長への手紙」との区分をどうしていくのかということがありまして、「市長への手紙」というのは、これはこれでとても大事なものであると考えていますし、この部分で広く、多種多様な意見を受け入れるというものでありまして、むしろそれも

こちらの方に入れられないかと逆に思ったりもするんですが、一定の年齢制限、人数制限は責任という意味において必要でないかと私は考えています。広く意見を求めるということについては、全然問題ない、異論ないわけですが、そのこのところの担保をきちんとするなり、市民の皆さん方にきちんと説明していかないと、18歳以上でないと、意見が受け入れられないんだという考えになってしまうのは、本来の市民参加条例を作る意図ではないと思いますので、そのこのところをしっかりとすべきではないかなと思います。

○会長 具体的には、ここではこの年齢を活かすということですか。

○沢田委員 それで、私は結構かと思えます。

○会長 この条例の趣旨をはっきりさせるという意味では、どの項目でも、市民の全体の意見を聞きたいというのは、全てにあると思うんですが、それだったら、どこも、どの形でもということになってしまう。市民参加の各手続の特徴をある程度明らかにして、いろんな手法がありますよということを行うためには、これ（年齢、人数）が必要であると。今のご意見もそういうことだと思っております。

○古田委員 いろんなみなさんのご意見がありますが、前回、各市の市民参加条例の資料を頂きましたが、人数では10人以上というところが圧倒的に多くて、13市のうち7市が10人以上となっています。年齢制限をはっきり明記しておるのが、半数位ありますが、その中で18歳以上というところが、一番多い。また、年齢を謳っていないところも勿論あります。6市ぐらい。だから年齢を謳わず、10人以上でやるのか、18歳ということのある程度明記するのかということですが、私はこの問題に関しては、政策提案ということですから、責任ある提案になりますので、先ほどの18歳以上でいいんじゃないかと思えます。それから、先ほど波多野委員がおっしゃったように子供の意見を聞く子供議会という制度は、他の部署、何らかの形で私も勉強はしたいと思っておりますが、犬山市がやっているということは報道等で聞いていますし、いい考えだと思いますので、江南市でも取り上げられる場があれば、進めたらどうかと思えます。勉強して実現したいなあと思えます。特に小学校高学年から中学校くらいが対象であれば、非常に活発な議論

がなされると思いますので、是非参考にしたいと思います。よろしく願い
いたします。

○会長 そろそろまとめます。

○社本委員 政策提案を市民参加条例で規定している市は、確かに13市あり
ますが、実績はほとんどないことが分かります。そうすると、逆に広くみん
なの意見をもらうためにも、さっき言われた春日部市ですか、学校フォーラ
ムという事例があるんですが、これは子供たちが作ったものか分かりませ
んが、一つでもいい話が出ているのであれば、無理をして年齢制限を作らな
くても、今言われたように、年齢制限のない市も7市ございますので、より
よく、たくさん意見をもらうためには、幅を広げるのも一つの方法かと思
います。

○会長 みんなが意見を言いやすいのが趣旨だとすれば、まずは外してパブリ
ックコメントに出すということですね。実態の変化はそんなにならないと思
うんですね。ただイメージとして、市民政策提案というのは、結構重いもの
だというこの印象が違う。それがあるとなかなか出ない、自由にやったら出
やすい、出やすければ当然、その質は、いろんなものが出されてしまうとい
うことがあります。どっちもどっちという面があるので、どちらに力点を置
くかということですね。意見を言いやすい状況を作りましょうということだ
ったら、年齢を外しておいた方がいい。江南市の場合はどちらが課題でしょ
うかね。もっと自由に意見を言って欲しいなのか、いろいろな意見が出て
いるが、もっと考えて出して下さいなのか。実態はどちらですかね。ど
ちらにウエイトを置いたらいいですかね。市の方はどう見えていますか。

○地域協働課長 職員の研究会の方でも、いろいろな意見が出ましたが、や
はり提案を受ける側としては、責任ある内容のものがいいんじゃないのか
という結論で、一定の年齢は付けた方がいいということから、今回「18
歳以上」を案としてお示ししたということです。

○会長 そうだとすると、実際そうしたけれども、ほとんど出ていないでは
ないかというのは、むしろ市民側の責任の問題になって、だったら、出さ
ないような市民じゃだめだということになる。どうしましょうね。どちらで

やいけないということではなくて、どちらも一長一短ということですので、どちらにより力点を置くべきかという判断ですので。

○黒岩委員 結論的な話じゃないんですが、せっかく市民代表ということで、参加させていただいているので。各市の参考例が出ていましたね。18歳以上、10人以上というのが、これが条例に載ったら、これはこれでいいと思うんですが、各市の前例を引き継いで、江南市も同じようにやったんじゃないかというイメージも出てくるんじゃないかと思うんですよ。ある程度年齢制限をなくすという意見は少ない意見かもしれませんが、せっかく市民委員として参加させていただいており、いろいろな意見をまとめたという一つの表現ができれば、ありがたいかなと思います。

○会長 そういう点でしたら、18歳に下げたというのが一つの意思表示なんですよ。だから、更に外すか。

○黒岩委員 もし、年齢を18歳とかに決めたとしても、将来的に私たちより若い年代が出てきて、この年齢の問題が必ずまた何らかの形で検討に出てくるんじゃないかという気がします。そういう面からいいますと、ここで思い切ってという失礼なんですけど、その方向性ができないかなというのが希望です。

○沢田委員 なかなか難しいんですけども、意見としてはたくさん聞きたいということで、ならば「市長への手紙」でどうですか。年齢制限とか人数とか関係なく。それである程度、取捨選択はされるでしょうけれども、当局の方で選抜されたものが、意見ということで、広報等にも表示されてきます。それとどう区別がつくのかさっぱり分からない。やはりその裏には、予算立ての問題だとか、広い効果だとか、他の類似したものとの比較だとか、いろんなことが、当然その先で審議されてくるわけなんですけれども、上がってくる段階では、比較的自分の身の回りのところから、こういうものがあつた方がいいよね。こういうことできないだろうかの実現を夢みて提案されてくるわけですので、そうしたことは広く受け入れるべきであります。そうしたことに「市長への手紙」等々がありますので、ならばあえてと思いますし、ここでわざわざ制限をして狭くする必要はないと思いますが、そういったこ

とです。ですので区別がよく分からないということです。ならば「市長への手紙」をこの条例の中で取り上げて、一つの人格化を与えるようなことにした方が、より分かりやすいのではないかというようなことも思います。が、私は年齢制限はあった方がいいと思います。

○会長 「市長への手紙」と種類分けをしていることが必要かどうか、このところはどうですかね。全部ひっくるめてしてしまえばいいんじゃないかという。「市長への手紙」は、比較的自由にできる、ここがメリットなんですよね。条例にしてしまうと、どうしても条件が出てくる。これを条例に入れてしまうと、またそれも年齢制限は何もありません、というのを条例で決める必要があるかどうか。勝手にやればいいということだとすると、条例に書くというのは、もう少し制度化するということであるとすれば、やはり使い分けが必要になる。その中で、第7節という提案があれば、それなりの種類分けをした上での政策ということであれば、それにふさわしい条件をつけるということは、これは年齢を制限するとか狭めるということではなくて、そういう政策を作りたいんだという意思表示ですので、あまりそれで政策の制限をしたかどうかという話ではなく、そういう種類のものを作ったということであれば...

○波多野委員 この10人以上というのは、全員が18歳以上でなければいけないということでしょうか。例えば、中学生や高校生の子がいっぱい頑張っで話し合っているいい意見が出た。そこに18歳以上の責任者が1人付くということであれば、受け付けていただけるのでしょうか。

○会長 この条例解釈から言えば、全員がということですね。

○地域協働課長 全員です。

○波多野委員 18歳以上の大人が含まれるということではだめだということですよ。全てが18歳以上でなければならないということですか。

○地域協働課長 そうです。

○早瀬委員 もしね。私が提案を出すというふうに考えてみたときに、じゃどうするかといことを考えてみたんですけれども、恐らくいろんな年齢だとか、職業だとか、いろんな人の意見を聞く、そして相談をしてとなると、18歳

に拘らずにいろいろな人の意見を聞いてくると思うんですね。だけど提案をするのは、さっきお話があったように、税金を払って、ある程度、市民生活を自信もってやっていける人の提案になると思うんですね。そこまでは納得できるんですけど、10人以上の連署をもってというとき、18歳以下の子、私が一番中心になってこんな意見を出したんだよ、この子の意見が一番私たちの意見の中に入っているんだよということがあった場合ですね。18歳になってない子の名前も書けるといいなあというふうに思うんです。だから具体的に何だということが言えないんですけど。そんな気がするんですけども。

- 会長 政策の中身の意見は、この子供たちのこんな意見をまとめたものでよということ提案書に書いてもらえば、それで済むものではあるんですけどね。決して無視するというではないんですけど。じゃあ、そろそろ1時間半も過ぎますので、差し当たり、最終的な条例案ではありません。パブリックコメントのための案ですので、更に修正もありうるということを前提として、それからきょう出たいろいろなご意見は、なるべく多くの人に、自由に意見は言ってもらえる環境を作りたい。それがあるということを前提にした上で、いろいろな仕組みを作りましたと。その間の整合性を図り、統一性を図りました。その中の一つにこういう枠組みの提案制度というのを作りますという意味でいうと、全く自由ということではなくて、ある程度の制度の性格をはっきりさせたものが新たに作られたという方が作った意味をはっきりするというふうに思います。さっきからあるように、1人でもできる「市長への手紙」と同じなら作ることはないで、それとは違う制度を作るというのが、ここでの条例としての趣旨であるならば、その類別をしておくということで、市民のご意見を伺うと。年齢及び人数については、この案で聞いてみるという。ということで、パブリックコメントの案をまとめてはいかがでしょうか。決して出されたご意見を無視しているわけではありません。それを活かせるような形を考えるんだけど、いろいろありうるということで、すべてのものに、同じ条件を当てはめるとしてしまうと、返って特徴がなくなってしまうということがありますので、それぞれの意見の聴き方として、

最も合理的な、あるいはやりやすい方法をまた考えていくということを前提にして、取りあえず、市民向けの積極的な制度化、提案だと思しますので、これはこれで活かして、先ほどは子供議会の話も出ていましたが、そういったことも今後考えていくということで、このところはまとめさせていただきます。これが恐らくこの案の中心だと思いますので、かなり時間を取りました。他の点はよろしいですか。

- 社本委員 5ページ、「用語の約束」の2号「市民参加」について。まちづくり基本条例で定義されている「市民参加」とは少し違っていますが、その説明が何もなく、分かりにくいと思う。「市民参加」という言葉は同じですけど、まちづくり基本条例で使う「市民参加」とは違うんだという説明文を加えていただけると分かりやすいと思います。
- 地域協働課長 はい。おっしゃる通りだと思います。まちづくり基本条例での定義とは違うので、誤解を生じないように説明を書き加えます。
- 会長 ありがとうございます。他には。
- 森委員 これでパブリックコメントを求めるんですね。パブリックコメントの時期は、今までですと、来年の1月とかいう話だったんですけど、今ここまで議論するとなると、もうちょっと早くなるということですか。
- 会長 やり方の問題ですので、そちらに入りましょう。
- 森委員 その前にですね。このままの内容で意見を求めたときに、市民の皆さんが分かるかなと思って。事務局からは、できるだけ分かりやすくしたという説明でしたけど。私、最初にこれを頂いたときに、さっと読んで、自分自身がいろいろ関わっているのによく分からなかった。それで、より分かりやすくするにはどうしたらいいのかということを考えているのですが、なかなか出てこないんですけども。一つだけですけど、条例そのものの部分は、もう少し大きく書くなど、本来の中身とその説明文にもう少しメリハリを付けると分かりやすいかと思いました。
- 会長 まだ条例案ではなく、案の案で、その努力は更にしてもらって。分かりやすくというのは、条例文では限度があるので。
- 地域協働課長 前回、まちづくり基本条例の解説書では、本文である条文を

四角で囲いましたが、どちらが分かりやすくなるのか。今回は、条文のものより、制度の考え方などを中心に伝えたいとの思いから作成しました。より分かりやすい表現、視覚での表し方、デザインなどについて、あらためて工夫していきたいと思っています。

○会長 また、具体的なお意見、ここはこう変えた方がいいとか、あったら、ぜひ教えていただくこととして。

それでは資料2の説明をお願いします。

○地域協働課長 資料2の方をご覧いただきたいと思います。パブリックコメントの流れ及び実施状況ですが、パブリックコメントの流れが書いてあります。案の作成ということで、市役所の担当課で計画や条例の案を作成しますということで、現在はこの案の作成の段階になっているわけです。今後、案が固まりましたら、趣旨・目的・概要等をHP・広報、行政資料コーナー、担当課窓口で市民の方に示していきます。その意見募集とありますが、募集期間は1カ月以上で、今のところ、来年の1月を考えているわけですが、提出は、直接持参していただく、郵送していただく、あるいはファクシミリ、電子メール等でいただくということでございます。提出の様式等の規定はしていません。募集期間が終わりましたら、その提出された意見に対して、反映できる意見については参考にさせていただき、修正をしていくということでございます。委員会のご意見もいただきまして、修正に当たります。提出された意見や、それらに対する市の意見などを公表していくこととなります。2ページ以降につきましては、平成18年度から平成23年度までの間に、実施しましたパブリックコメントを一覧にしております。平成22年度においては、江南市市民自治によるまちづくり基本条例のパブリックコメントを行いました。結果は、提出者4名、意見件数76件でした。パブリックコメントの一連の流れは以上のようなところですが、今回まで委員会で研究していただいた市民参加条例に係るパブリックコメント案につきましては、今後10月までの間に開催される市の政策会議に諮っていきます。政策会議で了承されましたら、12月に市議会の所管委員会である企画総務委員会に報告をし、平成25年の1月の1カ月間、パブリックコメントを実施していきま

す。

○今回までの議論を踏まえ、委員会としてのパブリックコメント案を、市に提出する。

○資料1の主な修正箇所

- ・ 4頁 下段図 特定の過程に、特定の市民参加の手続が行われるものではないので、市民参加の各手続は、真ん中の円（市民の声の反映）に入れる。
- ・ 5頁 用語の約束（2）「市民参加」についての説明を加える。
- ・ より分かりやすいように、本文を目立たせるなどの工夫を凝らす。

2. その他

○会長 次回の委員会の日程について提案をお願いします。

○地域協働課長 10月25日^(*)に推進委員会の開催をお願いしたいと思います。政策会議及びパブリックコメントの最終的な案を報告します。その後は、1月のパブリックコメントで寄せられました意見、その意見に対する考え方をまとめまして、2月中旬には委員会に報告をし、それに対する意見をお願いしたいと思います。

○会長 資料2でいう「案の公表」は何月になりますか。

○地域協働課長 1月です。

○会長 「案の公表」は「意見募集」の前に出ていますよね。

○地域協働課長 同時ですので、1月です。公表と同時に意見募集を開始します。

○会長 公表して、意見を求めると。政策会議で大きな修正がなければ、きょうここで審議いただいた内容が、1月の公表まで行くということですね。多少、表記方法など、分かりやすくするとか等々の修正はあると思いますが。

○地域協働課長 そうです。

○会長 いろいろなご意見ありがとうございました。趣旨はなるべくこれを活かす方向で、説明文はきょうの議論を活かすようなものを作り、進めていただけたらと思います。

次回は10月25日^(*)をご予定下さい。きょうはこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

※ 平成24年10月25日に予定されていましたが、都合により延期されました。